

確認してください

# 知っておきたい税情報

市税などの税に関する情報を紹介します。  
3ページには「令和6年度税・保険料などの納付期限一覧」を掲載しているので、切り取って活用してください。

## 届いたら確認を

### 納税通知書の発送予定

市県民税／●普通徴収…6月7日(金)

●特別徴収…5月14日(火)

固定資産税／5月10日(金)

国民健康保険税／6月12日(水)

軽自動車税種別割／5月7日(火)

※配達状況により、届くまでに数日かかる場合があります。

## 土地・家屋の評価額を見直し

### 固定資産税・都市計画税

固定資産税・都市計画税の算定の基となる土地と家屋の評価額を、3年ごとに見直す制度を「評価替え」といいます。本年度はその評価替えの年に当たり、評価額の見直しを行いました。

固定資産税・都市計画税は、

毎年1月1日現在の土地・家屋・償却資産について、所有者に課税される市税です。納付期限までに納めましょう。

納付期限／5月31日(金)

国税務課資産税班(☎62・5323)

## 5月31日(金)までに納付を

### 軽自動車税種別割

毎年4月1日現在の軽自動車や原動機付自転車などの所有者に課税される市税です。納付期限までに納めましょう。

納付期限／5月31日(金)

## よくある質問

Q. 前年度7、200円だった税額が、本年度は12、90

0円に上がったのはなぜか。

A. 所有している車両が、最初に登録してから13年を経過したことで、グリーン化を進めるための「経年車重課」の対象になったからです。

## 軽自動車税種別割の減免制度

障がいのある人などが、移動のために利用する軽自動車などにかかる税金を減免する制度があります。減免を受けるには、申請が必要です。

対象／軽自動車などを所有する身体・知的・精神障がいのある人や、その家族などで一定の基準を満たす人

申請期限／5月31日(金)

国税務課課税班(☎62・5323)

21)

## 5月31日(金)までに納付を

### 自動車税種別割

毎年4月1日現在の自動車の所有者に課税される県税です。

5月1日(水)に自動車税事務所から納税通知書が発送されます。

納付期限までに納めましょう。

納付期限／5月31日(金)

自動車税事務所(☎043・243・2721)、旭県税事務所(☎62・0772)

(☎62・0772)

## 地方税の支払いが便利に

### eLマークで電子納付

eLマークが印刷されている納付書では、地方税お支払サイトやスマホ決済アプリを利用し

て、24時間365日いつでも支払いができます。

地方税お支払サイトからは、納付書に記載されているeL・QR(QRコード)を読み取るかeL番号を入力することで、クレジットカードやダイレクト納付による口座振替などで支払いができます。

スマホ決済アプリからは、納付書に記載されているeL・QRを読み取ることで支払いができます。

電子納付した場合、領収証書と軽自動車や普通自動車の納税証明書は発行されません。納税証明書が発行できるようになるには、納付してから1週間程度かかります。急ぎが必要な人は、市役所や金融機関、コンビニから現金で納付してください。

利用できる税目／市県民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税種別割、自動車税種別割、国民健康保険税



地方税お支払サイト

国税務課収税班(☎62・5322)、旭県税事務所(☎62・0772)

期限までに納めましょう

# 令和6年度 税・保険料などの納付期限一覧

納税通知書などに記載されている納付金額を記入して、  
納付計画や口座振替時の通帳残高の確認などに活用してください。

| 納付期限      | 市県民税            | 固定資産税<br>都市計画税 | 軽自動車税<br>種別割 | 国民健康保険税  | 介護保険料                       | 後期高齢者<br>医療保険料                |
|-----------|-----------------|----------------|--------------|----------|-----------------------------|-------------------------------|
| 5月31日(金)  |                 | 第1期<br>円       | 全期<br>円      |          |                             |                               |
| 7月 1日(月)  | 第1期<br>円        |                |              | 第1期<br>円 | 第1期<br>円                    |                               |
| 7月31日(水)  |                 | 第2期<br>円       |              | 第2期<br>円 | 第2期<br>円                    | 第1期<br>円                      |
| 9月 2日(月)  | 第2期<br>円        |                |              | 第3期<br>円 | 第3期<br>円                    | 第2期<br>円                      |
| 9月30日(月)  |                 | 第3期<br>円       |              | 第4期<br>円 | 第4期<br>円                    | 第3期<br>円                      |
| 10月31日(木) | 第3期<br>円        |                |              | 第5期<br>円 | 第5期<br>円                    | 第4期<br>円                      |
| 12月 2日(月) |                 |                |              | 第6期<br>円 | 第6期<br>円                    | 第5期<br>円                      |
| 12月25日(水) |                 | 第4期<br>円       |              | 第7期<br>円 | 第7期<br>円                    | 第6期<br>円                      |
| 1月31日(金)  | 第4期<br>円        |                |              | 第8期<br>円 | 第8期<br>円                    | 第7期<br>円                      |
| 2月28日(金)  |                 |                |              |          |                             | 第8期<br>円                      |
| 問い合わせ先    | 税務課収税班 ☎62-5322 |                |              |          | 高齢者福祉課<br>介護保険班<br>☎62-5308 | 保険年金課<br>高齢者医療年金班<br>☎62-5882 |

※上記は、普通徴収の納付期限です。

※12月の納付期限は、25日(水)になります。

## 使用料などの納付期限と問い合わせ先

| 保育料<br>保育所等給食費               | 学校給食費                                            | 放課後<br>児童クラブ<br>受託料      | 市営住宅使用料<br>雇用促進住宅使用料<br>駐車場使用料 | 水道料金                                                | 公共下水道<br>使用料 | 農業集落排水<br>処理施設使用料 |
|------------------------------|--------------------------------------------------|--------------------------|--------------------------------|-----------------------------------------------------|--------------|-------------------|
| 毎月末                          | 毎月末                                              | 毎月末                      | 毎月末                            | 隔月末                                                 |              |                   |
| 子育て支援課<br>保育所運営班<br>☎62-5313 | 第一学校給食センター<br>☎62-0366<br>第二学校給食センター<br>☎55-2246 | 教育総務課<br>指導班<br>☎85-8634 | 都市整備課<br>建築住宅班<br>☎62-5895     | 旭市上下水道お客様センター<br>☎63-8881<br>上下水道課経營業務班<br>☎62-5357 |              |                   |

※納付期限が土・日曜日、祝日の場合は変更になります。

※12月の納付期限は、25日(水)になります。

このページを切り取って利用しましょう